

昭和二十五年十二月八日受領
答 弁 第 一 一 七 号

(質問の 一一七)

内閣衆質第一一七号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊の給與に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊の給與に関する質問に対する答弁書

一 予備隊における給與について

警察予備隊員に対する給與については、昭和二十五年十一月十五日政令第三百三十三号「警察予備隊令施行令の一部を改正する政令」が公布され、これによつて定められた俸給、諸手当表に基いて給與支給をすることになったので規定通り支拂を終つた。

二 予備隊における結核患者の対策について

最近結核性疾患について精密な検査を実施した結果、十二月一日現在で百七十七名の結核患者を発見したので、その療養方について万全の措置を講じている。

右答弁する。